

NEWSWAVE

発行
株式会社 常陽経営コンサルタンツ

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

グループ法人税制は 10 月から適用 グループ内の受取配当は益金不算入

これまで、所得通算を前提とする連結納税制度があったが、2010 年度税制改正において、所得通算を前提としないグループ法人（親会社と 100%子会社）税制が創設される。

具体的には、まずグループ内法人からの配当を行う場合、負債利子控除は不要とし、全額益金不算入となる。現行は、子会社が親会社に配当する際、親会社の支払利子の関連会社株式相当部分が益金不算入の対象外となり課税されることから、親会社による株主への配当や、設備投資の原資が減少するなどの問題があった。そこで、グループ内の受取配当については全額益金不算入とする。

次に、連結納税と同様、グループ内の資産の

譲渡取引において生ずる損益については、課税を繰り延べる。対象資産は、1,000 万円以上の固定資産、土地、有価証券、金銭債権、繰延資産などだ。

こうした優遇措置を講ずる一方で、中小特例（法人税の軽減税率、交際費の損金算入の特例など）の適用については、親会社の資本金が 5 億円以上（会社法上の「大会社」）の場合、その 100%子会社については適用対象外となる。

これらのグループ法人税制の整備に係る税制改正は、2010 年 10 月 1 日から適用する。ただし、事業年度単位で適用する、100%子会社に対する中小特例の適用判定の見直しや、受取配当の益金不算入制度の見直しなどについては、2010 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとされている。

国別の富裕層、中国が 4 位に躍進 来日目的は不動産購入へと移行

純資産額の保有レベルは超富裕層（5 億円以上）、富裕層（1 億円以上）、準富裕層（5,000 万円以上）、アップーマス層（3,000 万円以上）に分けられる。一般に富裕層といえば 1 億円超だが、08 年秋の世界的金融危機で窮地に立った。

米・メリルリンチや仏・IT サービス会社キャップジェミニなどの調査によると、主要 71 か国で 100 万ドル以上の資産を持つ人は 09 年 1 月時点で約 860 万人（前年比 150 万人減）。減少率は 14.9%と、調査開始以降で最大。この時点で日本の 1 億円以上の資産家は約 136 万人だったが、前年比 15 万人減と 7 年ぶりに減少した。

しかし、躍進目覚ましい中国は 36 万人と前年比減少したもの、イギリスを抜いてアメリカ、日本、ドイツに次ぎ 4 番目に躍り出た。以下フラ

ンス、カナダ、スイス、イタリア、ブラジルが続いている。

中国通の専門家は、北京や上海などにおける富裕層とは、世帯月収で 1 万元（15 万円）以上、年収 12 万元（180 万円）以上で、都市戸籍人口の 15%前後と予測している。単純計算で北京の富裕層は 200 万人以上、上海は 250 万人程度という。したがって、中国大陸全土のリッチ層は、多くても 5~600 万人程度と見積もっている。

最近の新・富裕層とは年収 20 万元以上（共働き含む）と定義され、日本との比較では 2,000 万円くらいの物価感覚だという。彼らは現地では車より住宅購入に目を向けており、リッチ層の来日目的はアキバから不動産購入へ移っているという。